

## 指定管理者制度と教育センター

副所長（総務課長事務取扱） 山 田 博 康

【要 旨】 「公の施設を法人その他団体にその管理を行わせることが出来る」指定管理者制度導入の本質に迫り、管理主体の範囲を民間業者等にまで広げた社会的背景と、期待されるその効果（住民サービスの向上と行政コストの縮減）を考察し、先駆けて当該制度に身を置く立場にある当教育センターが、実際の業務の中で、「入居者」として織り成す日々のやりとりから、その長短を紹介し論考するとともに、踏み込んで、「官と民における公共サービスのあり方」まで言及したい。

【キーワード】 指定管理者制度、官民競争時代、行政サービス、地域連携

### 1 はじめに

平成17年4月、県都和歌山市にあった旧研修センターが「県教育センター学びの丘」と改称し、風光明媚な紀南地方の中核都市田辺市に全面移転したところである。

本県は地方教育事務所の廃所等、教育行政組織の歴史的な改革を進めており、その渦中にある。当センターにおいては、生涯学習や教育指導分野等教育事務所機能の一部も包含しながら、更には、新たな地で、そして建物に拠点を転じての再出発となった。

件の建物は、「県立情報交流センターBig・U」として半年前に完工がなされている。これは知事部局主導で設置した施設でもある。

既に、先発して営業を開始した機関に、県立紀南図書館をはじめ県情報政策課分室、和歌山大学サテライト、またIT関連企業等がある。まさに官民交えての複合施設である。これだけでも異色の教育センターとも言える。今回の執筆テーマとなった指定管理制度との遭遇がここに始まったのである。

平成15年6月13日に公布された地方自治法の改正により導入された、指定管理者制度。我々は、和歌山県導入第1号の施設に店子として入居したのだ。全国の教育センター（仲間）のトップでもある。その進取気鋭の一端と悪戦苦闘の日々をここに披露したい。

### 2 センター維新

人事異動内示後、平成17年3月29日（金曜日）は、忘れ難い日となった。

四月早々の開所に備えて、新たに人事異動で発令された職員も含め、所員全員の参集による初回打合せの日であった。初めに、指定管理者（以下 管理者）から「緑のストラップにカードキー」を渡された。今日からは、全てIC管理下におかれるのである。館内用パスポートとして、これが必携となった。

新天地での仕事への思いや、新たな人の出逢いに酔いしれる間もなかった。玄関はもちろん執務室等の出入りから、各実習室の利用まで、指定管理者のレクチャーを受けなければ簡単にいかない。近代的なホテルの施錠時のように「神経を研ぎ澄まさない」と、出入り

に支障をきたす」のである。「部屋から出て入れなかったり、その逆であったり」と、本当に、てんやわんやの一日であった。が、新鮮味を感じたことも事実であった。

建物内を一巡すると、コンピュータールームが随所に整備されている。これは、さすがである。鳴り物入りで最新鋭装備とした県情報交流センター（別名ITセンター）なれば、当然だろうか。

4月4日（月）の開所式典を終え、取りあえずは大気圏を突破し、安堵したのである。

しかし、「和歌山県教育センター学びの丘」が新たな制度と環境に、早々と馴染めるのか、また、総合センターとして一回り大きくなった機構がうまく機能するのか、といった思いをゆったりと味わえたのは、これより、ずっと後のことであった。

### 3 和歌山県の取り組み

公の施設への「指定管理者制度」の導入を決めた本県の指針では、導入時期は平成18年4月からとなっている。

平成17年1月現在、管理委託をなし条例改正の必要がある27施設を含め、本県には指定管理者制度の導入を決めた41施設がある。基本方針に基づく準備作業を終え、今春には、当該制度導入による管理業務が一斉にスタートの筈（予定）である。

ところが、県立情報交流センターBig・Uの施設（以下当該施設）に関しては、平成16年に、早々と設置及び管理条例を整備、また、平成17年1月には、NPO法人と管理業務協定の締結と当該制度による管理運営を、県有施設で唯一先駆けて導入していたのである。法整備後の自治体の取り組みにおいては、全国的に見ても相当に早い事例ではないだろうか。

和歌山県第1号として、進取の、この指定管理者制度の導入が組織の大幅改革と庁舎移転の伴った人事異動に相まって、我々に大きく被さったのである。

平成17年4月、誠に感慨深い春であった・・・。

#### [参 考]

#### (1) 和歌山県の指定管理者制度導入の基本的な考え方（県指針抜粋）

- ①現在、管理委託制度を導入している施設は、平成18年4月から円滑に指定管理者に移行
- ②指定管理者制度の移行にあたり、各施設毎に導入の基本方針を人事課、財政課と協議のもと平成16年11月1日までに決定
- ③基本方針では、指定管理者制度移行への考え方、募集の方法、利用料金制の採択の有無等を決定
- ④指定管理者の募集にあたっては、公募を原則とする
- ⑤指定管理者の選定にあたっては、外部の有識者等を含めた選定委員会を設置し、選定を行う
- ⑥指定管理者制度の導入を決めた施設について、各部局の方針に沿って公の施設の設置条例の改定や債務負担行為の設定など具体的な手続きを的確に進めていく

(2) 指定管理者制度へ移行させる公の施設

A	現在管理委託を行っている施設	→	平成18年4月から移行
B	新たに設置する施設で管理を外部に委ねる施設もしくは県が直接管理している施設で新たに管理を外部に委託する場合	→	委ねる時点から指定管理制度を導入
C	個別法により管理者が県であることが規程されている施設もしくは県が直接管理することが適当と認められる施設	→	引き続き、県が直接管理を行う

(3) B i g ・ U の事情

<p>・当初は、経年劣化した教育センターの移転先として田辺市の現地に計画されていた。(教育委員会において、土地の確保)</p> <p>その後、知事部局の情報政策行政主導の施設(複合)建築計画にシフトされる。また、開設準備並びに現行のB i g ・ U全体所掌事務は 県情報政策課情報交流センター分室が担任している。(指定管理者との窓口機関)</p> <p>・当該施設の立地は、総務省の「ITビジネスモデル地域」に指定されている田辺市と白浜町、その両自治体の丁度中間に位置することである。</p> <p>これは、和歌山県のIT戦略の政策上の要として、また、県域の均衡ある発展を意図して、ここに建設されたのである。必然として、入居する当教育センターの諸施策にも反映する状況がここで生まれたこととなる。</p>
--

4 全体会議

当該施設に入居し、全体会議を構成している機関名等は次の通りである。

- 県情報政策課情報交流センター分室 (開設準備機関)
  - 県立紀南図書館
  - 和歌山大学紀南サテライト
  - N P O 和歌山 I T 教育機構「指定管理者」
  - 情報セキュリティ研究所
  - 県教育センター学びの丘
  - I T 関連会社 6社
- 合計 12 機関(事業所)

会議は、上記機関(事業所)の代表等で構成し、定期的(月1回程度)に連絡調整会議を開催している。当初は管理者の所掌で「入居者会議」と呼称していたが、現在は情報交流センター分室主導の「B i g ・ U 全体会議」(以下 全体会議)となっている。

会議の中身は、当該施設の維持管理に関することや、全体が共同して運営する事業に関する事まで、実に様々な議題が用意されている、時には半日ほどの時間を費やすこともあった。

そもそも、この種の組織は、指定管理者の管理運営面の調整機能や、人的交流を図るための組織であることは論を待たない。が、当該施設並びに人的財産が、I T ビジネスに特化した地域づくりを目指した県行政の広告塔の役割も併せ持っていることは考察できる。

有体には、全体会議の取組みとして、「本県のIT推進と紀南地方の活性化に寄与すること」を、入居者相互の目的意識として醸成しつつ、各機関の協力体制と総意の構築が、主目的となっている。また、十二分にその機能を発揮していると思われる。

全国の教育センターで唯一、官民複合施設に入居し、何より指定管理者制度の下にあるという立場におかれても、我々教育センターの設置目的や本来の機能、また、果たすべき役割を堅持することは、当然である。なおかつ、新たな視点に立ち、地域社会との濃密な連携を取ることが、我々にとって、特に重要なこととなった。

大きな変革は、否応なしに新たな環境をつくる。「県教育センター学びの丘」が、県民の負託と、開かれた教育行政機関（地方機関）としての使命に応えるべく、新たな取り組みがここに始まっている。

全体会議はその象徴であり、我々は、その最前線に立ったのである。

教員の研修等を事業の柱に据えている本来の教育センターが、今後、この地（学びの丘）でどのような変遷を辿っていくのか、今から楽しみでもある。

## 5 研究視点

指定管理者制度導入が、教育センター等「公の施設」の管理運営上にもたらす効果や影響そして課題等を考察し、次の3項目の視点で論考していく。

視点1	指定管理者制度下における、教育センターの管理運営上の課題と評価
視点2	公の施設に対する指定管理者制度の導入と地域連携のあり方
視点3	地方公務員と行政サービス（官民競争時代の公益性と効率）

なお、当該施設の設置者（和歌山県知事）と指定管理者（NPO法人和歌山IT教育機構）との管理業務協定書の内容や、それまでのプロセス等は研究論考が拡散するため、ここでは割愛する。ただ、後述する内容は、本テーマに添うものであり、当該施設においての日々の営みの根幹をなすことから、応分の説明を必要としたものである。

（指定管理者像と使命）

### 【地方自治法】

#### 第244条の2第3項（改正）

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

- ・ 「公の施設の設置目的」の「効果的達成」を指定管理者選定の前提条件としている。
- ・ 効果的、効率的に対応するためには、民間事業者のノウハウを広く活用することは言うまでもない。

(設置の目的)

【和歌山県教育センター学びの丘設置条例】

第1条 教育関係職員の研修、教育機関の指導並びに教育に関する専門的及び技術的事項の調査研究を行うとともに、県民の生涯学習を支援し、教育の振興を図る機関として、和歌山県教育センター学びの丘を設置する。

【和歌山県情報交流センター設置及び管理条例】

第1条 情報技術を利用し、及び活用する県民の能力の向上を図るとともに本県産業の発展及び県民生活の充実に資するために和歌山県情報交流センターを設置する。

設置目的は、他の機関でも条例化されている。ここで2例を挙げたのは、ハブセンターである情報交流センターと当センターとの設置目的（似て非なるもの？）を検証するためである。

(指定管理者の指定)

【和歌山県情報交流センター設置及び管理条例】

第8条 知事は、前条の規定による申請のあったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

管理者に公共性、公平性を求めるとともに、センターの効用（すなわち、前述の教育センター等の設置目的に添うことが条件）を明確にし、経営の中心となす責務である。

【指定管理者制度に関する和歌山県指針】

6－(3) 指定期間

指定の期間は、法令上特段の定めはなく、施設の目的や規模・業務内容等の実情を総合的に勘案し、施設毎に適切な期間（目安は3～5年）を設定するものとする。

当指定管理者と県知事との協定書による期間は3年未満である。  
長期債務負担のリスクも考慮しながら決定したものとする。

### 7-(3) 監 査

指定管理者に行わせている当該管理の業務に係る出納その他の事務の執行については、下記のいずれの監査も対象となる。

- ① 監査委員による監査
- ② 包括外部監査人による監査
- ③ 個別外部監査人による監査

① は県監査委員監査である。行政機関と差異はない。

(公の施設)

#### 【地方自治法】

第10条第2項 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し～

第244条第3項 (改正)

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設

公の施設

図書館、公立学校、保育所、児童館、公民館、文化施設、 市民会館、公園、病院、プール館、広場 etc
--

当該施設は複合施設のため、公の施設としての分類上、個々の種別は異ってくるが、包括的に定義すれば文化施設に位置付けられる。

(債務負担行為)

#### 【地方自治法】

第214条 ～(省略)～を除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

県と管理者との契約は複数年にわたるため、管理経費の支出を予定し募集の時点で(入札額上限を示す場合等) 予算上の手続きが必要であり、指定期間中の債務負担行為の設定を行うこととなる。

指定管理者と長期にわたる契約を避けることの一因に、予算の担保や執行上の問題と適正な管理の達成が得られるかどうかを見極めつつ、契約先の選定に機動性を持たず等、民間の競争を促すための施策が必要。

## 6 視点 1 指定管理者制度下における、教育センターの管理運営上の評価と課題

### (1) 施設概要

#### ① 占有部分と共用部分

当該施設延べ床面積 9,431.6 m<sup>2</sup>

内 教育センター占有は 1,674.6 m<sup>2</sup> (紀南図書館占有 930 m<sup>2</sup>)

- ・ 教育センターが占有して使用する部屋は 所長室他 9 室の管理部門と、準備室等を含めて実習部門に 20 室を保有する。(独占的使用)
- ・ 経費負担等に係る財務に関しては、紀南図書館にかかる経費も教育センターが所掌事務となっている。
- ・ 共用部分は多目的ホールを含め研修室等 10 室を有する。

教育センターには、事前提出の「施設年間利用計画」に基づく優先かつ無償での利用枠が確定されている。

【一般利用の場合】 受付は 6 ヶ月前から (多目的ホールのみ受付 1 年前)

#### ② 管理者の業務範囲

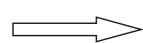
指定管理者入札時仕様書に「指定管理者の業務範囲は和歌山県情報交流センターに帰属する施設であり、図書館と教育センターは適用対象外である」と明記。

### (2) 施設運営

#### ① 予算編成

施設使用 (占有部分)

管理運営 (光熱費等の共益費)



負担金として県費で執行

(前年度財政課要求額内)

#### ② 勤務態様

教育センターの勤務日等は通常勤務、その他全ての機関は、土・日曜日が営業日であり、定休日は月曜日 (1 日分は振り替え) となっている。

時間帯は午前 9 ~ 午後 9 時 (教育センターは午前 9 時 ~ 午後 5 時 45 分)

#### ③ 独立性の確保

館内オープンスペース (占有部分を除く)



一般との垣根なし

### (3) 考察

#### ① 評価

- ・ 教育センター以外の機関は、夜間や土日の開館を可能にし、県民ニーズに的確と言える。同調して、当センターの生涯学習の講座やプラネタリウムの夜間実施が容易となり、地域との接点や拠点づくりが飛躍的に高まった。
- ・ 民間事業者の実施する各種講座や事業が視野に入ったことで、刺激や相乗効果が得られるため、切磋琢磨する土壌が醸成される。
- ・ 施設の管理や対外的なトラブル処理といった面で、各事業所毎の対応が不要であり、機動性や柔軟な対応が可能である。
- ・ イベントや研修事業等が地域にオープンとなり、身近な機関として開かれた教育センターを目指すことが可能になった。

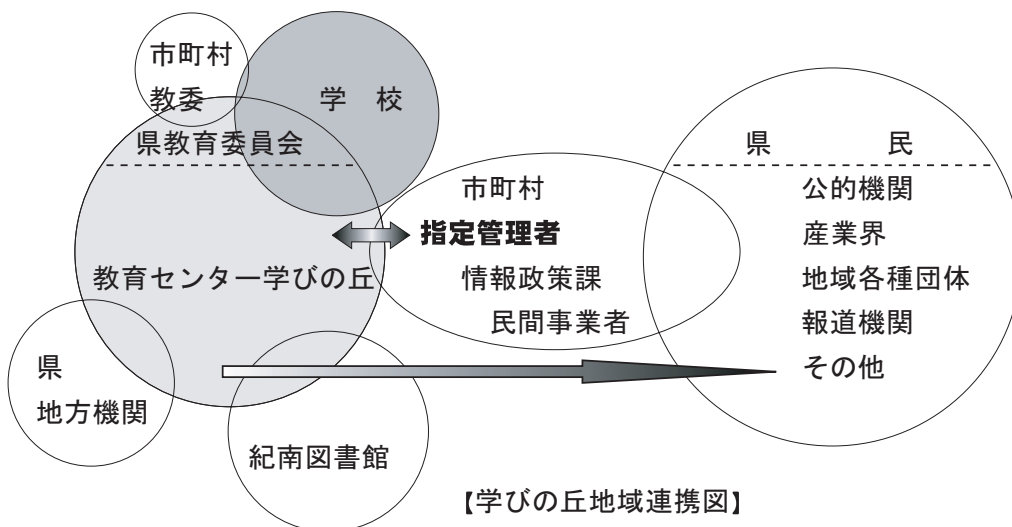
② 課題

- ・ 指定管理者の管理業務が、公務員の一般業務をこなしながらの、従前の兼務の範囲で消化が可能ではないのか。併せて管理部門専属スタッフの必要性の吟味や、その仕事の総量と人員数の根拠が曖昧である。
- ・ 共用部分が多くを占めるため、一般県民との部屋使用申請時にミスマッチが生じる。特に、6ヶ月前若しくは1年前までの行事予定を確定する必要があるため、柔軟なスケジュールでは望めない。硬直的である。  
また、効率重視となりがちで、県民への配慮も不可欠。  
研修事業等では、学校現場の年間計画に考慮し難く、教育センターが先行して日程を組み、部屋使用を早々と決定する、そのリスクは高い。
- ・ 一般的にみて、「公の施設」を利用する県民の感性や期待に応えるには「民の経営」であっても公共性、公平性はもとより、治世をベースとした考え方にあることが望ましい。これら内面的な部分での理解がなされているのか。  
また、民間事業者等に「福祉の観点」や「主権の存在」を徹底することが可能なのか。

7 視点 2 公の施設に対する指定管理者制度の導入と地域連携

全体会議と、当センターの活動や地域連携を通じて、地域性の変化を考察する。

★ 旧研修センター時代の行政範囲は、対学校が中心であった。(網掛け部分)



飛躍的に地域性が増した要因に、生涯学習、学校教育、教育相談、その他センター機能、また、田辺市への移転による地域性が高まったことが挙げられる。また、指定管理者の下、全体会議を通じた「目的を一にする」連合体組織の形成に「入居者最大手」の教育センターの存在が大きい。

- ◎ 「U遊祭2005」の一大イベントをBig・Uで開催。(主管 県情報政策課)
- ◎ プラネタリウムの一般開放(主管 教育センター学びの丘)



## 8 視 点 3 地方公務員と行政サービス(官民競争時代の公益性と効率)

指定管理者制度導入が、本格的に全国展開するのは、平成18年度からである。民間のスケールメリットやノウハウを活用することによって、各機関の設置目的を最大限活かす、としている。この目的が達成されたなら、本制度が今後も注目され、より拡大されそうである。この制度が、国会で取り上げられ地方自治法を改正するに至った、その背景等をここで論考する。

### 考察1 官から民へ

まず、社会的背景から考察すると、文化施設等の運営に公務員が関わっている限り、「効率の悪さ」や「使命感や能力が、評価を得ていない状況」があった。

民間側からすれば、行財政改革(財源不足)の潮流と相まって、「官から民へ」の待望論を声高にするチャンスとなり、総務省を動かし、早期の実施へと一気に転じたものと考えられる。

これには、「官は、今後何を担うべきなのか」や「民で出来ることでも、官がすべきものもあろうこと」を、我々に突きつけたという意味あいも推察出来る。

我々公務員は、そもそも「サービス業」である。この「サービス業務」が公的文化施設においても、民間運営の方が優れていれば、近い将来、業種分類での「サービス業」から、公務員を除く必要がある。その結果、別の業態にシフトするか、リストラが必至かもしれない。

とはいえ、指定管理者の選任に関しては、当面は「官(外郭団体等)と民のせめぎ合い」が続くのではないかと思われる。なお、市場では両者の競争入札が主流となり、「官か民か」契約先の傾向が一段と落ち着くのは、それより幾分先だろう。

小さな政府(自治体)を理想に掲げた【民間人の公務員化】現象と、大きな政府(自治体)を守ろうとする【公務員の市民化】現象のせめぎ合い、とも言えるだろう。

### 考察2 組織と制度

次に、我々の施設(県情報交流センターBig・U)のように、施設管理に止まらず、施設設置の目的の達成に、自治体自らが民間事業者の参入を仰ぐ時代になったことに着目したい。それを可能にした点においては、特筆すべきであり、上述した社会背景以外にも、ここで組織や制度といった面からの考察も必要である。

ちなみに、当該指定管理者の設置目的を達成する中身とは、情報技術の発信基地としての使命と、IT講習会等実施による地域振興策の自主事業や施設活用(有料貸与も含め)による文化普及事業等である。また、事実目的に添ったその積極経営を既に実践されているところの評価は高い。(非常に有利な運営を展開中)

昨今は、「官は民に及ばない」と言われても、誰も反論しなくなって久しい。この一般概念を示すかのように、官が民の後追いする事例は、枚挙にいとまがない。

一つに、一般企業には、実施して久しい成果主義による人事評価制度や事業評価がある。(既に、組織上の効果を検証しつつ、見直しの段階にあることも事実)

片や、我々、官の世界では早くから制度が存在していたにも関わらず、ようやく実施に向けた取り組みがなされ、今は試行の段階といったところである。

我々の、この成績主義が制度として定着したころには、はたして、官業と民業の棲み分けはどのようになっているのだろうか。

指定管理者の制度化と公務員制度改革とは、表裏一体であるため、それらに関する諸法規の成り立ちを紐解くことも、ここでは重要となる。

各々の、法令の組み立てや理念は実に奥深く、国の統治や地方自治が、公の利益にかなうことを第一義にしている点等は、不動かつ普遍のものと思われる。すなわち、現行諸法規は実に良くできていると言いたいわけである。

にも関わらず、我々、それを使う方の人間が、日々の行政の中で、当該法の精神を順守したのか。また、忠実に運用していたのであろうか。そうであれば、民間に大きな「水を開けられる」ことや、その「差を埋めるための改革」などと、叫ぶ必要もなかったと思われる。

政治も行政府も、時々の情勢に流され、うまく機能しないまま、危機感もなく今日に至ったと思われる。ここで「公共性や公平性」を免罪符として、今後とも「大きな行政府」のままで、サービス面で市民の負託に応えられるだろうか。今更、起死回生を唱えるには、いかにも手遅れであろう。

一方で、官から民への移行に拍車がかかっている時代にこそ、一般行政事務における公共サービスの総量と提供のあり方を論ずるのが、まず先決と思われる。

いわんや、全国初の指定管理者導入施設の最前線に立って、この思いはひときわ強い。「公務員の功罪を歴史から検証しつつ、時代に即した公的機関の進むべき道を明確にしたい」その思いに駆られたのは自然の成り行きである。

願わくば、公務員の使命や、自治体のあるべき姿を、現行制度のもとで、公務員自らが早急に構築すべきである。また、公共サービスのあり方等、国民の負託に応るための努力もしなければならない。そんないとまは、もう、あるやなしや？

### 考察3 官の反省

最近、全国の同胞から聞き及んで愕然とした。「教育センターの全ての業務を、指定管理者の下に置く案まで浮上している府県もある」とのこと。

もう足下に火がついているのである。中国大陸がジワリジワリ(実は猛スピードで)砂漠化するように、公的機関に、民間事業者による侵食が始まったのである。

將に、指定管理者制度の導入は、行財政改革・公務員制度改革の柱である「官から民へ」の歴史的転換期の証左と写る。

これらを敏感に捉え、危機感を持って対応すべき時にあることは、言うまでもない。例外なく、公教育全般にも言える。「公共のサービスとはなんなのか」・「組織という器の中で、自画自賛していないか」・「市民福祉の観点にあるか」・「権威と迎合主義に陥っていないか」等々の検証が、我々、教育行政側にも求められている。

「行き着くところは、国家の主権は国民にあり。その、そしりを真摯に受け止めること」を今回の執筆では、漸う思い知らせてくれた。

## 9 おわりに

全体の債務残高が1,050兆円と言われる我が国にあって、財政立て直しの代表格は紛れもない国・地方自治体の行財政改革である。取り分け「市町村合併」と「公的サービスの民営化」は今や大きなうねりとなって、実現化あるいは実施に向けての作業が急ピッチで進捗している状況にある。

こうした中での指定管理者制度の導入とは、すなわち地方自治における行財政組織の見直しそのものであり、我々にとっては「諸刃の剣」でもある。

また、いずれ訪れるであろう抜本的な公務員制度の見直し（労働基本権に及ぶものまで）と相まって、官民の峻別がなくなってしまう時期が近い、と見るのはあまりにも悲観的過ぎるだろうか。

公益を担っていることに誇りを持ち、ある意味では羨望の的でもあった官吏や教育公務員。だが、今や、我々よりも高度で公益性のある民間事業者が世の中を動かしていることに目を向けるべきである。スト権を行使されると、たちまち困る電力事業やコンピュータシステム管理等の都市機能や交通網維持機能は、公益性の上ではもはや論を待たない。

いまや、公務員だけが公共性の高い職業とは誰も思っていないのである。

これまで、当教育センターの1年間の経験則から見た、「公的施設の管理業務の将来像」また、原点に立ち返り、先述した「設置の目的（精神）の達成、すなわち、県民が等しく公益を享受できるのか」等を、指定管理者制度適用のBig・Uに入居したことで、常に検証することの機会を、ここに得たことは大変意義深いところである。

これを機に、我々も「公の施設」として、この管理運営業務が「経済性や効率」のみで評価していくことの是非を問うべきであろう。我々が手をこまねているのはいかにも消極的で、また民間との競争を早々にあきらめているかに見える。

国民の負託に民間企業が応えていない事件が続発し、マスコミをにぎわしているのもその現れと見るべきである。先述の「民で出来ることでも、官のすべきもの」の主張がここにある。

公職につくもの自らが、「公共性・公平性の実現」を堂々と訴えていく時代であり、公務員の特権意識を廃し、正当な権利意識を醸成しつつ、国民の信頼と期待に裏打ちされた公的機関の運営がなされる時代が来ることを願ってやまない。

行き着くところは、公僕として気概ではなかろうか。国や古里をいかに守るのか。国民一人ひとりの幸せを、本当に担っていけるのか。その、「崇高さや正義感」といったところが公務員の最大のよりどころであり、最後のカードでもある。

他方、民間事業者の参入に期待する部分と、経年による影の部分も想定すべきである。効率や経済性を重視し、利潤の追求が経済の掟である。では、国民皆が幸福を追求し、等しく公共の福祉を享受出来るのか等、「法の下での平等」となると、これはいささか心もとない。

また、全体の奉仕者たる公務員の不要論を、国民皆が本気で考えているとは思えないし、国民自ら窮地を招くことなどあり得ないのだから。

いみじくも、広く「公の施設」においては、ここまでに至る歴史の中で、きわめて非効率な運営、改善や工夫の無さ等が指摘されており、そこを改めて問われただけである。

これは国・地方問わず「官」全ての施策においても、組織論においても同様だろう。「公僕としての真面目さだけではなく、日々の業務から利用者のニーズを先取りし、前例や過去に縛られることなく積極的な政策目標を掲げる。そして、使命感や価値基準を時代とともに再構築しながら付加価値のあるサービスを、市民に提供していかなければならない」

翻って、我々の側に、それらの努力を延々と積み重ねていく歴史を、もっともっと重んじてきたならば、今日の環境変化は、また、違っていただろうに・・・。

おそらく、民意の中から指定管理者制度創設の声が強かったとしても、急ぎ、総務省が法制化することもなく、そのとき歴史は動かなかつたのではないか。そんなことに、しんみりと思いを馳せた。

県情報交流センターBig・U（県教育センター学びの丘）全景

